

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】
三井住友海上メットライフ生命の変額個人年金保険 LG シリーズ
「エバーリーフ」の販売を
8月3日より大和証券を通じて開始



三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:樋口 幸男)は、変額個人年金保険 LG シリーズ「エバーリーフ」の販売を、株式会社大和証券を通じて、2009年8月3日より開始いたします。

「エバーリーフ」の主な特徴

～加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)～

(1) すぐに、ずっと

ご契約の最短1年後から、一生涯の年金をお受取りいただけます。

たとえ、積立金がなくなっても被保険者をご存命である限り、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。

この年金は年金分割支払特約の付加により年12回、年6回、年2回に分割してお受取りいただくこともできます。

(2) ふやす

運用成果によっては、毎年年金額が増えます。

年金受取期間中も特別勘定で運用を継続することで、運用成果に応じて、毎年受取年金額が「ステップアップ」する可能性があります。(ステップアップ年金)

また、一度ステップアップした年金額は、基本保険金額を減額しない限り下がりにません。

(3) まもる

払込保険料相当額(基本保険金額)の100%を最低保証します。

運用(積立)期間中は死亡保険金として、年金受取期間中は受取年金累計額と死亡一時金額の合算(受取総額)として、一時払保険料の100%が保証されます。

※商品の概要については、添付の関連資料「「エバーリーフ」商品概要」をご参照ください。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 特別勘定での運用期間中……………保険関係費として、積立金額に対して年率 2.75%^{*1} / 365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費^{*2}として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575%程度(消費税込) / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 一般勘定で運用する年金種類に変更した場合……………年金管理費として、年金受取金額に対して1.0%を年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。
(遺族年金支払特約による年金も含まれます。)
- 解約時・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて 4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金から控除して払戻金としてお支払いします。

^{*1} 加算年金 1 年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約の費用(積立金額に対して年率 0.95%)を含みます。

^{*2} 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- 保証金額付特別勘定終身年金の受取期間中に一部解約(基本保険金額の減額)をした場合には、ステップアップ年金額は減額されます。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る場合があります。
- 一般勘定で運用する年金種類に変更した場合の年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されますので、ご加入時には定まっていません。

※ 「エバーリーフ」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 加算年金 1 年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)「エバーリーフ」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「エバーリーフ」商品概要

加算年金1年更新特別付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)

契約年齢(被保険者の満年齢)	56～75歳			
保険料払込方法	一時払のみ			
一時払保険料 (基本保険金額)	500万円以上 5億円以下 (1,000円単位)			
運用(積立)期間	1年以上			
特別勘定	バランス 25			
特別勘定の資産比率	国内株式 17.5%、外国株式 7.5%、国内債券 57.5%、外国債券 17.5%			
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金			
年金受取期間	終身			
年金額	基本年金額+ステップアップ年金額			
基本年金額	契約日から年金受取開始日までの期間[運用(積立)期間]	4年未満	4年以上7年未満	7年以上
	基本年金額の算出率(基本保険金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%
ステップアップ年金額	「基準日のステップアップ年金額」と「基準日時点の運用成果に基本年金額の算出率を乗じた額」のうち、いずれか大きい額を基準日の翌日以後のステップアップ年金額とします。			
年金の種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する次の年金種類への変更が可能			
	年金種類	年金受取期間(保証期間)		
	確定年金	5年、10年、15年、20年		
	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)		
	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)		
年金総額保証付終身年金	終身			
付加できる 主な 特約・制度	遺族年金支払特約	年金受取人:死亡保険金の場合は死亡保険金受取人、死亡一時金の場合は年金受取人 年金種類:確定年金(年金受取期間:5、10、15、20、25、30年)		
	年金分割支払特約	年金受取人の申し出により、特約を付加することで、毎年の年金を分割してお受取りいただけます。 (遺族年金支払特約による年金ならびに一般勘定で運用する年金は分割してお受取りいただけません。)		
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%		
	保険関係費	積立金額に対して年率2.75%		
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)		
	年金管理費	一般勘定で運用する年金の年金受取金額に対して1%		
解約控除率	4～1%(契約日から10年未満の解約・一部解約の場合)			
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象			

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。